

静岡県告示第145号の4

中小企業者等物価高騰緊急対策事業費補助金交付要綱（令和4年静岡県告示第688号の4）の一部を次のように改正する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は<u>令和5年3月15日</u>のいずれか早い日まで</p> <p>附 則</p> <p>2 この告示は、<u>令和5年5月31日</u>限り、その効力を失う。</p> | <p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は<u>令和5年12月28日</u>のいずれか早い日まで</p> <p>附 則</p> <p>2 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。